



## TIPLO News

2023 年 1 月号(J281)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw) もぜひご活用ください。

### 今月のトピックス

- 01 神基科技、Getac, Inc.がパナソニックとの米国意匠権侵害訴訟について和解
- 02 桂田璽悦公司による君品酒店の客室デザイン模倣事件、雲朗観光会社が差し戻し控訴審で勝訴
- 03 スーパーマリオ等の海賊版タイトル収録のゲーム機販売で、37 万余新台幣ドルの賠償命令判決

### 台湾ハイテク産業情報

- 01 デルタ電子と NXP セミコンダクターズが MOU を締結、電気自動車の版図拡大を念頭に共同ラボを設立

### 台湾知的財産権関連の判決例

- 01 専利権関連  
意匠の補強証拠には提出時期の制限がなく、行政救済段階で提出された時、行政裁判所は斟酌しなければならない。

## 今月のトピックス

J221228Y1

J221228Z1

### 01 神基科技、Getac, Inc.がパナソニックとの米国意匠権侵害訴訟について和解

神基投資控股股份有限公司（Getac Holdings Corporation、以下「神基投資」）は2022年12月27日付けで以下のように公告した。パナソニックホールディングス株式会社（Panasonic Holdings Corporation、以下「パナソニック」）は2019年6月5日に米国において、神基投資の子会社である神基科技股份有限公司（Getac Technology Corporation、以下「神基科技」）とGetac, Inc.がパナソニックの製品外観に関する意匠権を侵害したとして訴訟を提起していたが、双方はすでに本訴訟について和解し、秘密保持条項付きの和解協議書に署名した。双方は同協議書の約定を履行し、米国裁判所に係属中の関連訴訟について全て取下げを申し立てる。同協議書における他の和解内容については秘密保持事項に関わるため、秘密が保持される。（2022年12月）

J221206Y3

J221206Y4

### 02 桂田璽悦公司による君品酒店の客室デザイン模倣事件、雲朗観光会社が差し戻し控訴審で勝訴

雲朗観光股份有限公司（以下「雲朗観光公司」）は、桂田璽悦酒店股份有限公司（以下「桂田璽悦公司」）が（雲朗観光公司の経営する）君品酒店（Palais de Chine Hotel、以下「君品酒店」）の客室デザインを模倣したとして訴訟を提起し、一審と二審で勝訴して500万新台幣ドルの損害賠償請求が認められたが、桂田璽悦公司が上告して、その後、最高裁判所は雲朗観光公司に有利な原判決を破棄し、本件を知的財産及び商事裁判所に差し戻した。差し戻し控訴審では先日、著作権侵害を構成しないものの、桂田璽悦公司による公平交易法（訳注：日本の独占禁止法、不正競争防止法に相当）違反が認められ、なお雲朗観光公司に有利な判決が下された。

知的財産及び商事裁判所における差し戻し控訴審判決では、次のように認められた。室内空間全体のデザインからみて、君品酒店の客室における家具のデザイン及び選定には、デザイナーの室内の芸術性と美感に対する個性と独自性が十分に見られており、消費者にデザイナーが伝えようとするアール・ヌーヴオーのスタイルと雰囲気とを味合わせることができ、独創性を有する。しかしながら、家具や装飾及び配置は自由に移動させたり、部屋の構造と分離させたりすることができ、かつ家具や装飾及び配置が形成する芸術性と美感は建築の著作物の本質とは無関係であり、建築物内部構造又は使用上区分できない部分には該当せず、建築の著作物に対する保護を受けることができることは認めがたい。よって本件は著作権侵害を構成しない。

また、観光旅館業の特性と消費者の取引習慣において、どのホテルでも客室のタイプにより家具の配置や快適さが異なり、さらにはデザインスタイルの特色も異なっており、これはホテルの等級を評価する上での重要な基準の一つで

あり、消費者が部屋を選ぶ際の重要な参考要因の一つでもある。このため旅館ホテルの経営者らは客室タイプ別の客室デザインに知恵を絞り経費を投じて、快適で異なる特色を有する客室タイプ別の客室デザインスタイルを創り上げ、消費者を惹きつけようとしている。もし全く同一の、又は高度に類似の客室デザインを以って同じ室内デザインスタイルを呈したならば、両ホテルは関連企業である、又は双方に加盟関係若しくは使用許諾関係が存在すると連想させて誤認させるに十分である。よって、桂田璽悦公司是公平交易法に違反しており、その上訴を棄却する。本案はさらに上告できる。(2022年12月)

### J221202Y3

#### 03 スーパーマリオ等の海賊版タイトル収録のゲーム機販売で、37万9100新台幣ドルの賠償命令判決

被告人蘇○○(女)が2020年3月に、中国のアリババ通販サイトから150台湾ドルという低価格でゲーム機(400タイトル収録)を1000台余り購入し、オンラインショッピングサイトである蝦皮(shopee)において1台当たり199台湾ドルで販売した。サイバーパトロールをしていた警察官は、ゲーム機に収録されているタイトルの中にスーパーマリオ等26本の任天堂ゲームが含まれていることを発見した。被告人に対して著作財産権侵害に係る複製物を情を知って頒布した罪により、懲役3月に処し、罰金への転換も可とするとの判決が下された。また(附帯民事訴訟では)蘇○○に対して、賠償金37万9100新台幣ドルを任天堂に支払うよう命じる判決が下された。

任天堂は弁護士を通じて刑事附帯民事訴訟(訳注:附帯私訴に相当)を提起し、蘇○○に賠償金を請求した。(著作権については)ゲームタイトルの単価を450新台幣ドルとして、蘇○○がすでに120台を販売しており、1台あたり原告が著作権を有するタイトル26本を侵害したことから計算すると、著作権侵害総額は140万4000新台幣ドル(450新台幣ドル×120台×26本)となるが、任天堂は(過去の判例を参酌して)90万新台幣ドルを請求した。さらに(商標権については)ゲーム機1台あたり登録商標9件を侵害しており、模倣品の販売単価264新台幣ドルの200倍を商標1件当たりの損害額として計算すると、47万5200新台幣ドル(264新台幣ドル×9件×200倍)となるとして、蘇○○に対して合計137万5200新台幣ドルを賠償金として請求した。

裁判官は賠償金の請求について次のように判決した。本件は「商標権」と「著作財産権」の二つの部分に分けて権利侵害賠償額を計算しなければならない。「商標権」についてはゲーム機販売単価(蘇○○が自供した平均販売単価)199新台幣ドルの100倍を1商標当たりの賠償額と計算すると、賠償額は17万9100新台幣ドル(199新台幣ドル×9件×100倍)となる。「著作財産権」については、賠償額20万新台幣ドルとして、蘇○○は合計37万9100新台幣ドルの賠償金を支払わなければならない。本件は上訴できる。(2022年12月)

## 台湾ハイテク産業情報

J221213Y5

### 01 デルタ電子と NXP セミコンダクターズが MOU を締結、電気自動車の版図拡大を念頭に共同ラボを設立

電源・エネルギーマネジメントのグローバルリーダーであるデルタ電子は、2022年12月13日、車載用半導体の大手メーカーである NXP セミコンダクターズと、製品開発・検証期間の短縮と開発コストの低減を目指して、共同ラボ設立の覚書を締結したと発表した。デルタの EV ソリューショングループ総経理の唐修平氏は、車載市場と消費電子（コンシューマーエレクトロニクス）は大きく異なっているため、IDM（垂直統合型メーカー）との長期的な戦略的提携は、自動車メーカーの将来のニーズを満たして事前に生産能力を設定及び計画するのに役立つと述べた。

デルタによると、今回の提携とラボの設立により、製品の精度管理を強化し、OBCM、DC/DC コンバータ、トランクションインバーターの効率、電力密度、システム統合能力の向上をスピーディーに行えるので、両社の EV 関連分野での競争力を高めることができるとのことである。

また、唐修平氏は、主要な自動車メーカーが各社とも新型の電気自動車を発売しているため、世界の電気自動車市場は1~2年ごとに500万台ずつ増加して成長を続けていると述べた。電気自動車市場の急成長は疑いの余地がなく、その主要材料である半導体は、自動車のパワーシステムやキーコンポーネントを供給するデルタのサプライヤーにとっても極めて重要な存在となっており、また、デルタも、NXP S32 プラットフォームを利用して、次世代電子部品/AEC-Q100の開発に共同で取り組み、注力しているとのことである。（2022年12月）

## 台湾知的財産権関連の判決例

### 01 専利権関連

#### ■ 判決分類：専利権

I 意匠の補強証拠には提出時期の制限がなく、行政救済段階で提出された時、行政裁判所は斟酌しなければならない。

#### II 判決内容の要約

知的財産及び商事裁判所行政判決

【裁判番号】110年度行專訴字第63号

【裁判期日】2022年5月18日

【裁判事由】意匠出願

原告 友達光電股份有限公司 (AUO Corporation)

被告 經濟部知的財産局

上記当事者間の意匠出願事件について、原告は経済部が2021年10月6日にした経訴字第11006308090号訴願決定を不服として行政訴訟を提起した。本裁判所は次の通り判決する。

#### 主文

原告の訴えを棄却する。  
訴訟費用は原告の負担とする。

#### 一 事実要約

原告は2020年2月27日、被告（知的財産局）に「モニターの一部」の意匠登録を出願した。その後原告は同年12月17日に補正本（補正資料）を提出して、意匠名を「モニター」に変更して再審査を請求した（以下「係争出願」という。添付図1を参照）。被告が補正本に基づいて審査した結果、再審査の拒絶査定書にて「拒絶」の処分を下した。原告はこれを不服として行政訴願を提起し、経済部は審理した結果、拒絶処分（原処分）を維持する決定を下した。原告はなお不服として、行政訴訟を提起した。知的財産及び商事裁判所は審理した結果、原告の訴えを棄却した。

#### 二 両方当事者の請求内容

（一）原告の請求：

1. 訴願決定及び原処分をいずれも取り消す。
2. 被告に係争出願に登録を許可する処分を求める。
3. 訴訟費用は被告の負担とする。

原告の請求理由：省略。判決理由の説明を参照。

（二）被告の答弁：

原告の訴えを棄却する。

被告の答弁理由：省略。判決理由の説明を参照。

#### 三 本件の争点

原告は、係争出願は創作非容易性を有すると主張しているが、被告は、係争出願はその意匠の属する分野における通常の知識を有する者（当業者）が初審査の引用文献及び再審査の引用文献に基づいて当該出願の全体の外観デザイン特徴を容易に想到することができるため、係争出願は創作非容易性を有しないと認めた。本件の争点は、初審査の引用文献と再審査の引用文献が係争出願の創作非容易性欠如を証明できるか否かである。

#### 四 判決理由の要約

（一）係争出願は車載モニターであり、方形モニターの下方部に横向きに排列された3個の円形穿孔が設けられている。意匠権の範囲は「物品」及び「外観」で構成されている。係争出願の出願時に提出された図面に基づき、さらに明細書の意匠名称及び物品の用途を斟酌すると、係争出願が応用される物品は自動車ダッシュボードの「モニター」であり、また、係争出願の図面と明細書に記載されている意匠の説明から、係争出願の外観は各図面から構成される全体の

形状であると確定できる。係争出願の図面は添付図 1 を参照できる。

(二) 初審査の引用文献と再審査の引用文献についての説明

1.初審査の引用文献に係る意匠の内容：一枚の方形飾り板であって、前記飾り板の上方部には角が丸い方形の穿孔があり、前記飾り板の下方部には横向きに排列された 3 個の円形穿孔があり、かつ中央の穿孔の上端両側には 1 個ずつ小さな円形穿孔が設けられている。初審査の引用文献に係る図面は添付図 2 を参照できる。

2.再審査の引用文献に係る意匠の内容：再審査の引用文献は方形の車載モニターであり、前記モニター上には数個の円形ダイヤルがある。再審査の引用文献に係る図面は添付図 3 を参照できる。

(三) 初審査の引用文献と再審査の引用文献との組合せは、係争出願の創作非容易性欠如を証明できる

1.係争出願は自動車ダッシュボードの「モニター」であり、初審査の引用文献は自動車用音響パネルの飾り板に応用され、再審査の引用文献は自動車ダッシュボードの表示パネルに応用される。係争出願の物品と初審査の引用文献及び再審査の引用文献の物品とはいずれも自動車用の表示パネル又は前記パネルの付属品である。よって初審査の引用文献と再審査の引用文献は当業者の先行意匠である。

2.係争出願が開示するのは円形穿孔であるのに対して、再審査の引用文献が開示するのは円形ダイヤルであり、係争出願の出願時に提出された優先権主張の書類に開示されている具体的な使用態様の写真から、それら円形穿孔は自動車ダッシュボードに取り付ける車内温度調整の円形ダイヤルや車載設備を操作する円形ボタンに対応して表示パネル上に設けられた穿孔設計であることが分かり、係争出願と再審査の引用文献との相違点は、再審査の引用文献には取付前の円形穿孔が開示されていないことのみである。

3.しかしながら上記相違点は、初審査の引用文献に開示されているものと同様に自動車の空調、音響等のダイヤルに取り付けるため、前記上記パネルの飾り板下方部に横並びに等間隔で排列された円形穿孔が設けられており、容易に想到できる意匠であり、係争出願の当業者であれば、再審査の引用文献における方形表示パネルの円形ダイヤル又は円形ボタンの位置と初審査の引用文献における横向きに等間隔で排列された円形穿孔の設計とを簡単に組み合わせることで変更することができ、即ち係争出願の前述した（引用文献と）異なる外観設計の特徴を容易になし得る上、前記横向きの等間隔で排列された 3 個の円形穿孔の位置と排列を変更でき、係争出願の外観全体に特異な視覚的効果をもたらすことができないため、初審査の引用文献と再審査の引用文献の組合せは係争出願の創作非容易性欠如を証明できる。

(四) 商標登録の取消/無効（訳注：異議申立による取消や無効審判による無効などに相当）と廃止（訳注：取消審判による取消に相当）又は専利権（訳注：特許権、実用新案権、意匠権に相当）の無効に係る行政訴訟において、当事者

は口頭弁論が終結する前に、知的財産裁判所（現在は知的財産及び商事裁判所に改名）は同一の取消/無効・廃止の理由について提出された新証拠をなお斟酌しなければならないと、知的財産事件審理法第 33 条第 1、2 項に規定されている。上記条文がいうところの新証拠とは、同一の取消/無効理由で提出された新証拠を指すが、上記証拠力を補強する補強証拠については、上記条文で規定されておらず、訴訟終結を妨げる状況を除いて、事実審の口頭弁論終結前に随時提出してもよく、行政裁判所は補強証拠について上記の証拠調査、事実認定の職責を尽くさなければならず、この種の補強証拠は元来の取消/無効・廃止の理由及び既存の証拠と同じ関連の範囲内にあるため、提出時期の制限はなく、行政裁判所は斟酌しなければならず、除外する理由はない。よって関連の引用文献が出願時の通常の知識であるか否かについて、単一の証拠で当該先行意匠の水準に係る事実の存在を証明できず、当事者が訴訟中に当該事実の関連証拠を提出したならば、補強証拠に該当し、斟酌しなければならない。

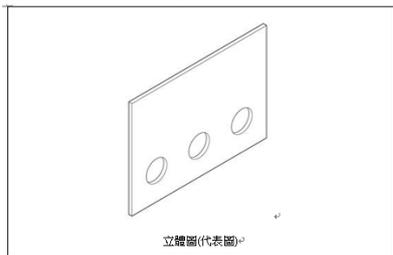
（五）被告は本裁判所において 2022 年 4 月 27 日に口頭弁論を行った時、2018 年 8 月 28 日付けの「友達が高性能で、信頼性の高い車載用及び機内エンターテインメントシステム用パネルを発表」というニュース報道を提出し、これは再審査の引用文献の証明力を補強するものであり、前記説明から引証すると、補強証拠は新証拠ではなく、本裁判所は斟酌すべきである。上記ニュース報道を調べたところ、自動車用スマートcockピットのディスプレイの写真以外に、記事には「ダッシュボードは表示エリアに対称の孔があり、ボタンやダイヤルを取り付けることができる」と言及されており、係争出願以前にディスプレイに円形の孔を設けることについて、その事実がすでに存在していたことを証明できる。被告が提出した上記ニュース報道は、原拒絶理由及び既存証拠と同一の関連範囲にあり、補強証拠であり、ディスプレイに円形の孔を設けることは先行意匠であり、それらの円形穿孔はいずれもダイヤル又はボタンに対応するために設けられたものであることを証明でき、再審査の引用文献及び補強証拠であるニュース報道はいずれも、ディスプレイに円形の孔を設けて、ダイヤル、ボタン等の取付けを可能とするデザインが先行意匠に該当するという事実の存在を証明でき、出願時の通常の知識であり、当業者のその意匠の属する分野における技術水準を形成するのに用いることができる。よって、原告の主張は採用できない。

（六）まとめると、初審査の引用文献及び再審査の引用文献の組合せは係争出願の創作非容易性欠如を証明できるため、原告の主張には理由がなく、棄却すべきである。

以上の次第で、本件原告の訴えには理由がなく、知的財産事件審理法第 1 条、行政訴訟法第 98 条第 1 項前段により、主文の通り判決する。

2022 年 5 月 18 日  
知的財産第三法廷  
裁判長 彭洪英  
裁判官 王碧瑩  
裁判官 林惠君

添付図 1-係争出願の主な図面



添付図 2-初審査の引用文献の主な図面



添付図 3-再審査の引用文献の主な図面



# **TIPLO** 台灣國際專利法律事務所 Attorneys-at-Law Taiwan International Patent & Law Office

事務所:  
台灣10409台北市南京東路二段125号  
偉成大樓7階  
Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711  
E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)  
Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

東京連絡所:  
東京都新宿区新宿2-13-11  
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号  
Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供: TIPLO Attorneys-at-Law 台灣國際專利法律事務所  
© 2023 TIPLO, All Rights Reserved.